

山梨県公報

第二千七百五十五号

平成二十九年

十二月二十一日

木曜日

山梨県知事 後藤 斎

山梨県告示第三百九十号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年一月十五日まで一般の縦覧に供する。
平成二十九年十二月二十一日

山梨県知事 後藤 斎

道路の種類	路線名	区間	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	四日市場上野原線	上野原市鶴島字飯米場四四八六番三地从先から上野原市鶴島字飯米場四四九二番一地从先まで	八八・九	平成二十九年十二月二十七日

告示

○県営土地改良事業の完了(三件).....	七七五
○道路の供用開始.....	七七五
○建築基準法に基づく道路位置指定.....	七七五
○公共測量の実施.....	七七五
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....	七七六
○随意契約の相手方の決定について.....	七七六

山梨県告示第三百八十七号

県営土地改良事業(笛吹川左岸地区畑地帯総合整備事業)の工事は、平成二十八年三月二日をもって完了した。

平成二十九年十二月二十一日

山梨県知事 後藤 斎

山梨県告示第三百八十八号

県営土地改良事業(三富地区農地環境整備事業)の工事は、平成二十八年十二月十五日をもって完了した。

平成二十九年十二月二十一日

山梨県知事 後藤 斎

山梨県告示第三百八十九号

県営土地改良事業(大野寺地区畑地帯総合整備事業)の工事は、平成二十九年三月八日をもって完了した。

平成二十九年十二月二十一日

公告

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

山梨県告示第三百九十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年十二月二十一日

山梨県知事 後藤 斎

- 指定の年月日 平成二十九年十二月十三日
- 指定道路の位置 甲斐市中下条字御証作千四百三番六
- 指定道路の幅員 最大幅員五・〇メートル 最小幅員五・〇メートル
- 指定道路の延長 三三・二四メートル

平成二十九年十二月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量
- 二 測量の地域 甲府市の一部、笛吹市の一部及び甲州市の一部
- 三 測量の期間 平成二十九年十二月十一日から平成三十年二月二十八日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成二十九年十二月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 韮崎市栄二丁目三千七十一の二、三千七十二の六、三千七十六の一、三千七十七の一、三千七十七の三、三千七十八の三、三千七十八の四、三千七十九の一、三千八十一、水及び白地の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市飯田三丁目二番三十四号 山梨交通株式会社 代表取締役 雨宮正英

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十九年十二月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 随意契約に係る物品等

(一) 名称 凍結防止剤散布機

(二) 数量 六台

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県出納局管理課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 平成二十九年十月十八日

四 随意契約の相手方

(一) 名称 株式会社キムラ

(二) 住所 山梨県甲府市国母五丁目十番十七号

五 契約金額 三千五百六十四万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 調達に係る物品を納入することができる者が特定

されているため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当）。